



1. はじめに♪

秋の虫の声が大きくなってきましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか？ 知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川浄宗です。

前は「長押事件」を通じて、実用新案法で保護されるのは「物品」に関する考案であって（実1条・3条1項柱書き）、方法に関する考案は同法では保護されないことを説明しました。

今回は前回のレッスンを踏まえ、実用新案法で保護される物品の「形状、構造または組み合わせ」（形態性）とは何かについて、東京高等裁判所の昭和26年7月31日の判決「カット事件」を通して説明しましょう。

本件は大正10年に制定された旧実用新案法の下での事件ですが、同1条では「物品ニ関シ形状、構造又ハ組合ハセニ係ル実用アル新規ノ型ノ工業的考案ヲ為シタル者ハ其ノ物品ノ型ニ付実用新案ノ登録ヲ受クルコトヲ得」と規定されていたため、その保護対象は昭和34年に制定された現在の実用新案法とほぼ同じです。

よって、本件は確かに古い事件ですが、実用新案法の保護対象を考えるうえで、現在もなお意義を有しているのです。今回は、本件を通じて「実用新案法の保護対象は何か？」を皆さんにマスターしていただきましょう。

2. 物品とは？

まず「物品」とは、空間的に一定の形を備える物、すなわち「有体物」のことです。そして、有体物のなかでも自由に運搬して売買できる物、すなわち「商取引の対象になり得る動産」が物品です。言い換えれば、以下で説明する形状・構造・組み合わせを備え得る対象でなければなりません。

今回のレッスンでは靴下を例に考えてみましょう。靴下それ自体は、もちろん物品として認められますね。

一方、物品とは有体物のことですから、前回説明したように、靴下の検査方法やその製造方法といった各種の方法や、靴下の製造装置を制御するためのコンピュータ・プログラムといった無体物は物品に該当しません。

本来、物品とは動産のことをいいますが、靴下の製造装置をコンパクトに配置した工場といった一部の不動産も物品として認められています。

また、靴下という一つの物品全体に関わる考案だけでなく、通気性を確保すべく穴を開けたつま先とかかたを備える靴下といった物品の一部に関わる考案も、物品性が認められます。

ところで、広い意味では物に関するものでも、形態性を備えないため、物品性が認められないものがあります。

例えば、竹や柿などに含まれているタンニンという物質は消臭性があり、靴下をはじめとする衣類用繊維の消臭剤などとして用いられています。

タンニンを例にすると、これと別の消臭性のある物質を混合して消臭性を増強させた組成物、このような組成物の化学構造、顆粒状にしたタンニンのような一定の形状を備えない物、そしてタンニンをより多く採取できるように品種改良を行った竹のような動植物の品種は、いずれも形態性を備えないため、物品性がありません。

3. 形状・構造・組み合わせとは？

次に、形状・構造・組み合わせという3つの要素について説明します。形状と構造の両方に該当するといった考案もあり得ますから、これらの要素は完全に独立しているわけではありません。要するにどれか一つにでも該当すれば、形態性が認められるのです。

ただ、実用新案法の保護対象を考えると、この3つの要素の意義をきちんと把握しておくことは重要です。

第1に、「形状」とは、線や面などで形成される物品の外形のことです。

例えば、図1のように、着用者がスリッパを履いていなくても、スリッパを履いているかのように見せることができるスリッパ型靴下が該当します。

第2に、「構造」とは、物品を構成する部品や材料などの要素が、お互いに機能的に関わって結合することです。

例えば、図2のように、土踏まずの部分にポケットを設け、そこに袋入りの消臭剤を収納した消臭機能付き靴下の構造が該当します。

図1：スリッパ型靴下

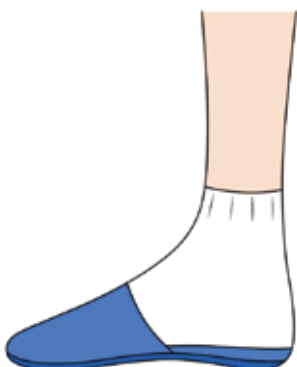


図2：消臭機能付き靴下



図3：靴下の組み合わせ

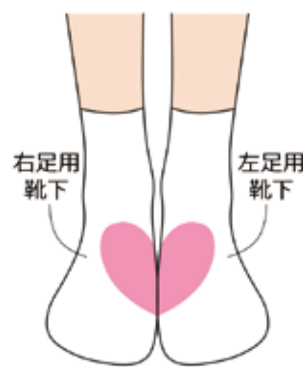
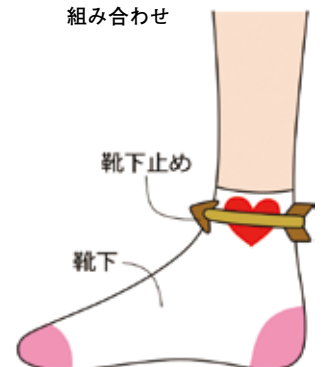


図4：靴下と靴下止めの組み合わせ



ここで、構造は物品の外観上、その特徴を把握できるか否かは問題になりません。例えば、先ほどのタンニンを含ませた繊維で縫製した消臭効果のある靴下は、見た目からはその特徴を把握することは困難ですが、物品の構造に関する考案に該当します。

第3に、「組み合わせ」とは、本来は独立した複数の物品であるものの、それらを一緒に使用すると、お互いに関連し合っって新しい使用価値が生じるもののことです。

このような物品の組み合わせに関する考案には、同じ種類からなる物品の組み合わせと、異なる種類の物品からなる組み合わせがあります。

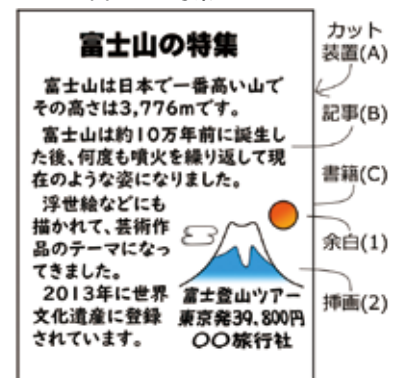
前者の例としては、図3のように、両足に着用した際にハート模様が現れる靴下の組み合わせが考えられます。一方、後者の例としては、図4のように、靴下の上から靴下止めを装着すると、矢がハートを射貫くようなデザインが現れる靴下と靴下止めの組み合わせが考えられます。

4. この事件のあらすじ

この事件では、原告Xの出願に係る以下の考案が、物品の形態を備えるものであるか否かが争われました。

Xは、図5のような、その要旨を「書籍、雑誌、冊子など(C)における記事(B)の余白部分(1)に挿画(2)を設けてなる『カット』装置において、その挿画を広告の構成を有する挿画(2)をもって充当してなる書籍、雑誌などにおける『カット』装置(A)の構造」とする考案(X考案)について、実用新案登録出願(昭和23年実用新案登録願5452号：X出願)を行いました、拒絶査定を受けました。

図5：X考案のイメージ



これに対し、Xは当時の拒絶査定不服抗告審判を請求しましたが、「X考案は紙片の記事の余白に記載した広告用の単なる絵画に過ぎず、実用新案の対象となる構造に係る考案とは認められない。また、『カット』装置は書籍などの一部を占めているものであっても、構造として何らの構成要素もないので、これを装置の構造とは認められない」として、Xの請求は成り立たない旨の審決がなされました。

そこでXは、特許庁長官を被告(Y)として、上記審決の取消しを求めて出訴しました。Xは、「①X考案は『広告の作用と性質を加味した挿画(カット)』を構成要素の大部分にするものであるから、実用新案法上の構造が十分に表されている」「②実用新案法における装置や構造とは、必ずしも機械器具などの立体的な構成を有するものだけでなく、株式図表や計算表などが登録例にあることから明らかなように、平面的なものであっても装置や構造に該当する」と主張しました。

5. この判決の内容♪

この判決のポイント

「構造というのは物品が二以上の部材又は部分から成り立っていてそれが抽象的表現のものに止まらず客観的に具体化され且つ特定の形態的関連を持って一体を為している場合をいうの

である。X出願の考案要旨とするものは書籍雑誌等なる物品に関してはいるが、記事(B)の余白部分(1)に掲載した挿画(2)に従来『カット』の有する趣味的内容を与えると同時に広告としての目的及び作用を有せしめた点を主眼とするもので、挿画の内容又はそれに加えた説明的文字の意味如何を考案としたものである。従ってカット(2)が挿画たることと広告たることとの両作用を有するものたる点のみについて言えば全く観念的且つ抽象的表現のものに止まって居^おって、挿画、広告用の文字及びその組合せ方法はいずれも無数にありうるのであるから、その構成自体並びに構成によって生じたもの自体もまた何等具体的形態を有するものを特定しないものというの外なく、このようなものは前記実用新案法第一条に所謂構造^{いわゆる}といい得ない」

「書籍等の記事の余白に挿入した挿画即ち所謂『カット』が広告の目的及び効果を兼備しているような場合にはこれを構成要素の有機的結合と称するよりは、寧ろ紙面に広告を掲載するについて、その配置上の考慮をなすに当り『カット』を利用するに止まるものとみるのが相当であるから、実用新案法に所謂構造を構成しない」

「登録例中にある平面的なものというものは、Yが述べているように、線、区画、目盛の一定位置的關係に結合したものであるから、それは抽象的表現のもので

はなく、客観的に具体化された特定の形態を有し、物品の型と見ることができるのに反し、X考案は線、区画、目盛又はこれに準ずるものの具体的結合とは全く相異^{なんら}して、何等具体化された特定の形態を有するものとは認められない」

6. 平面的な物の取り扱い♪

一般的に物には、靴下のような立体的な物も、X考案に係るカットのような平面的な物も含まれるでしょう。

しかし、実用新案法上の物品とは、空間的に一定の範囲を占めている物のことですから、立体的な物は物品の形態に当たるか否かが問題になることはほとんどありませんが、「平面的な物」はそれが問題になることがあります。

今回の判決は、そのような平面的な物に関する考案が物品の形態に該当し、実用新案法の保護対象に当たるか否かについて判断した事例なのです。

さて、X考案の主眼は、図5のように、書籍などの記事の余白に挿絵と広告を兼ねたカットを設けることにあります。本判決が述べるように、このようなカットは観念的ないし抽象的な表現です。図5のように、挿絵が富士山(?)の絵とは限りませんし、広告も旅行会社による富士登山ツアーの募集とは限りませんから、挿絵も広告もさまざまな内容を備え得るでしょう。つまり、X考案は一定の具体的な物品の形態に係るものではないのです。

確かに、前記のようなカットを設ける書籍などは物品に該当します。

しかし、本判決が述べるように、X考案において、書籍などはカットを載せるためにその紙面を利用させている単なる媒体にすぎません。現在でいえば、X考案に係るカットはウェブサイト上に記載してもよく、書籍などでなくても構わないはずで、つまり、書籍などとX考案に係るカットの間には何ら技術的な関連性はありません。

本判決も述べていますが、物品の構造とは物品を構成する諸要素がお互いに機能的に関わって結合することから、上記のようなX考案は物品の構造とはいえないと判断されたのです。

また、Xは、X考案に係るカットの効果として見る者の広告に対する注意力や認識を増大させることや、広告を芸術的にして好感を呼び起こせると主張しています。しかし、このような効果は人間の心理的な事柄であって、技術的な作用効果ではありません。

さらに、カットに挿絵と広告を兼ねさせる点にのみ特徴があるとすれば、それはカットが提示する情報の内容にしか特徴がないとも考えられます。

そうであれば、現在の特許庁における審査実務上の取り扱いによると、その指針である「特許・実用新案審査基準」において、「技術的思想でないもの」として挙げられている「情報の単なる提示」に該当するでしょう。

つまり発明（特2条1項）と同様、考案とは「自然法則を利用した技術的思想の創作」（実2条1項）ですから、X考案は、そもそも考案に該当しないともいい得るのです。

もっとも本判決は、平面的な物に関する考案は常に物品の形態に該当しないとまで述べているわけではありません。逆に、線などを一定の位置に結合したものであれば、X考案のような抽象的な表現ではなく、具体的な物品の形態に該当し得ると述べています。

実際、契約書・保証書・鑑別書・領収書などの平面的な物に関する考案が、多数実用新案登録されています。

それでは、どのような平面的な物に関する考案であれば、物品の形態に該当するのでしょうか？ 例えば、図6のように、紙面に記載した指示線に沿って折り畳むと、靴下をピッタリと収納できる包装紙について考えてみます。

この包装紙は、紙面の一定の位置に一定の角度などを伴う指示線を記載しているため、具体的な物品の形態といえます。また、指示線に沿って包装紙を折り畳むのですから、指示線と包装紙には技術的な関連性があります。X考案のように、ウェブサイトに表示して代替するようなことはできません。

さらにこの包装紙は、不要なスペースを生じさせず靴下を包装できるといふ技術的な作用効果も発揮できるので、もちろん考案にも該当します。

7. おわりに♪

立体的な物の考案に比べ、平面的な物の考案は、その技術的なアイデアが線・図・文字などの記号を介して表わされることが多いと考えられるため、本件のように、物品の形態に該当するか否か、あるいは考案に該当するか否かが、ときどき問題になります。

特に皆さんが平面的な物に関する考案について出願される際は、上記のような記号が物品との間で技術的な関連性を有していること、考案に該当することを明細書などで明確に記載するように注意してください。

実用新案法の保護対象は以上にして、次回は実用新案権の行使について説明しましょう。お疲れさまでした！

図6：靴下用包装紙



中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設、幅広く知的財産の実務に携わり、専修大学および東海大学で講師も務める。筆者による漫画も収録された『弁理士になりたいと思ったらはじめに読む本』（中央経済社）が10月刊行予定。ぜひご覧ください。

〒231-0006 神奈川県横浜市南区南仲通3-35横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp